

平成 21 年 9 月 8 日
企業会計基準委員会

「引当金に関する論点の整理」の公表

コメントの募集

我が国の引当金に関する会計基準としては、「企業会計原則」注解 18 などがあります。

企業会計基準委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会 (IASB) と共同で公表した「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意) を踏まえ、引当金の会計処理について検討を重ねてきました。この検討の中には、定義と範囲、認識要件、測定、開示の論点が含まれています。

今般、これらの引当金に関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理 (以下「本論点整理」という。) の公表が平成 21 年 9 月 1 日の第 184 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 21 年 11 月 9 日 (月) までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メール : provisions_2009_asbjdp@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目的と背景

本論点整理は、引当金に関する会計基準の見直しを検討するにあたり、引当金をどのような場合に計上するか（認識要件）、金額をどのように決定するか（測定）という論点を中心に、引当金の定義と基準の適用範囲、開示などの論点を示し、議論の整理を図ることを目的としている。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、今後、引当金に関する会計基準の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。

我が国の現行の会計基準では、「企業会計原則」注解 18 で引当金の認識要件及び具体例が示されている。国際財務報告基準（IFRS）では、国際会計基準（IAS）第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）で引当金について定めているが、平成 17 年（2005 年）6 月に公表された公開草案（以下「IAS 第 37 号改訂案」という。）で、認識要件及び測定について新たな提案が示されている。IASB の直近の計画表では、平成 21 年（2009 年）中に新たな基準を確定するか又は公開草案を再度公表する予定とされている。

【論点 1】 定義と範囲

引当金に関する会計基準の適用対象を決定するために、定義及び基準の適用範囲を明確にするための検討を行っている。いわゆる負債性引当金のみを検討対象とし、負債に該当するかどうかに着目して対象を決定することが考えられる。また、他の会計基準で取り扱われる項目については、基準の適用範囲から除外することが考えられる。

【論点 2】 認識要件

【論点 2-1】 認識要件の見直し及び個別項目についての検討

国際的な会計基準における取扱い等を踏まえ、引当金の認識要件の見直しの要否の検討を行っている。これまでの実務慣行や国際的な会計基準の動向等を踏まえた上で、引当金の認識要件の見直しについて検討する必要があると考えられる。また、「企業会計原則」注解 18 に例示されている引当金、及び我が国における実務慣行や国際的な会計基準とのコンバージェンス等の観点から検討に含めるべきと考えられるその他の引当金について、負債に該当するかどうかという観点からの検討を行っている。

【論点 2-2】 蓋然性要件

我が国の会計基準及び国際的な会計基準では、引当金の認識要件の中に、発生の可能性

が高いという要件（蓋然性要件）を設けている。しかし、IAS 第 37 号改訂案では、この蓋然性要件を削除することが提案されていることも踏まえ、認識要件としての蓋然性要件を維持するかどうかについて検討を行っている。これについては、IAS 第 37 号の最終的な改訂の動向に留意しつつ、【論点 3】測定及び【論点 4】開示との関係も考慮しながら引き続き検討する。

【論点 3】測定

【論点 3-1】測定の基本的な考え方

我が国の会計基準では、引当金の測定に関する基本的な考え方は明記されていない。これに対して、国際的な会計基準では、期末日時点で決済又は第三者への移転のために合理的に支払う金額という考え方が検討されている。この点に関して、将来において負債を決済するために必要となると見積られる金額を基礎とするという考え方との優劣や、[論点 3-3] 期待値方式との関連にも留意しながら、引き続き検討する。

【論点 3-2】現在価値への割引

我が国の会計基準では、退職給付引当金や資産除去債務について現在価値への割引を行う定めが個別に設けられているが、引当金の現在価値への割引に関する包括的な定めはない。また、割引に関する定めを設けるとした場合には、信用リスク等の反映や事後測定における取扱いなどの論点も生じる。こうした点も含めて、引当金の測定における現在価値への割引の取扱いを検討している。

【論点 3-3】期待値方式

IAS 第 37 号改訂案では、引当金の測定値を見積る方法を、生起し得る複数のキャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）による方法に一本化し、最も生起する可能性が高い単一の金額（最頻値）による方法を削除することが提案されている。単一の債務に関する引当金の測定を期待値方式のみとすることについては、情報の有用性や実行可能性等の観点から懸念があるとする意見も多い。IAS 第 37 号の最終的な改訂の動向にも留意しつつ、引き続き検討する。

【論点 4】開示

国際的な会計基準では、引当金及び偶発負債に関して幅広い開示が要求されており、我が国で求められている開示内容との差異もあることを踏まえ、開示の取扱いをどのようにするかについて検討を行っている。不確実性に関する情報の開示をどのように行うか、実務上開示が困難な場合の定めを置くかなど開示の拡充について検討することが考えられる。

以 上